

「契約書の英語」を体得できる！ 「あの表現が思い出せない！」ときにも役立つ！

契約書が楽に読めるようになる 英文契約書の 基本表現

Encyclopedia of Key Words and Expressions in English Contracts

弁護士・米国ミシガン州弁護士・弁理士 牧野和夫 著

2014年12月刊 A5判 264頁(予定) 定価2,592円(本体2,400円) ISBN978-4-8178-4201-5 商品番号:40573 略号:英基

- 700を超える基本表現や用語をカバーし、これらの用法を例文を通じ学ぶことで、英文契約書の基礎を習得することを意図した一冊。
→基本的な表現をおさえておけば、正確に読めるようになり、契約交渉の相手方への適切なカウンター（対策）を打つこともできる！
- 基礎知識の理解から基本表現と例文演習に入れる内容構成。基本表現と同時に一般条項もマスターできるよう工夫。
- 基本表現集として、辞典的な活用にもおすすめ。

【重要表現と例文（対訳・語注付き）+英文契約の基本事項の解説】

13 期限・期間・頻度を表す表現

terminate と expire ◆ 時限を表す表現とその緊急性の程度 ◆ prior to ◆ simultaneously ◆ subsequently ◆ from time to time ◆ become due ◆ at / after the time of dispatch ◆ time of the essence ◆ period ◆ throughout the term of ◆ 期限・期間・頻度を表すその他の表現

terminate と expire ▶ 「(契約の) 解除・終了」「(契約の) 終了」 ★★★

terminate は、狭義では契約の「解除」を、広義では契約の「終了」を意味します。後者の契約の「終了」は、「有効期間満了による契約の終了」を含みます。他方、expire は「有効期間満了による契約の終了」を意味し、そこには契約の「解除」は含まれません。

* terminate 「(狭義で契約の) 解除」「(広義で契約の) 終了 (有効期間満了による契約の終了を含む)」

* right to terminate 「解除権」

breach: 違反する
non-breaching Party: 無違反当事者
breaching Party: 違反当事者
provided, however, that: ただし〜とする
with the same force: 従前と同じ効力

If either Party breaches any provision of this Agreement, the non-breaching Party shall have the right to terminate this Agreement by serving on such breaching Party sixty 60 days written notice specifying such breach; provided, however, that if such breach is cured during the period of such notice, this Agreement shall continue with the same force as if such notice had not been given.

【訳例】一方当事者が本契約の条項に違反した場合、無違反当事者は、違反当事者に対し、違反を明記した60日目の書面による通知を行うことにより、契約を解除する権利を有す。ただし、当該違反が当該通知の

* commencement 「開始」
* expire 「(有効期間満了による) 契約の終了」
* automatic termination 「自動終了」
* automatically expire and terminate 「自動的に満了し、終了する」

わかりやすい2色刷

unless sooner terminated: 早期に解除されない限り
pursuant to ~: ~に従い

This Agreement shall automatically expire and terminate on the last day of the Term, unless sooner terminated pursuant to the relevant provisions of this Agreement.

【訳例】本契約は、その関連条項に従い早期に解除されない限り、契約期間の最終日に自動的に満了し、終了するものとする。

時限を表す表現とその緊急性の程度 ★★★

時限を表す表現は多くありますが、それぞれが訴える緊急性の程度は異なります。これは債務の履行遅滞が否かに関係してきます。緊急性の高い順に並べると次のようになります。契約書では、このような表現がよく出てきますが、例えば「程なく」とは具体的に何日後に履行されるべきか、いつまで履行されるべきか、可能であれば、具体的な日数を

prior 「~の前に」
simultaneously 「同時に」
immediately 「即時に」
instantly 「瞬時に」
forthwith 「直ちに」
promptly 「速に」
ASAP 「できる限り早く、可及的速やかに」

3段階のレベル分け！

↓
強弱をつけた学習が可能！！

基本表現をまずインプット！+語注を参照しながら読める！
→例文をスピーディーに読み進められる！！